

居宅介護支援事業所 自己点検表

点検年月日	年 月 日
事業所番号	
事業所名	
担当者職・氏名	

<記入について>

- 指定介護保険事業者として守るべき最低基準を掲げています。確認をする際には、関係法令等も併せて参照してください。
- 「基準の概要」欄の内容が実施できているかを確認して、「適否」欄に○または×を記入してください。

<その他>

1) 「根拠」欄に掲げている法令等は以下のとおりです

- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ◇ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）＝ （この点検表において「支援指定基準」という。）
- ☆ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年老企第22号）＝ （この点検表において「支援基準通知」という。）
- ・ 米原市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例（平成30年米原市条例第5号）＝ （この点検表において「基準条例」という。）

2) その他

- この自己点検表は、事業者自らが指定基準等の遵守状況を確認し、提供するサービスの質を確保するとともに、事業運営の改善等を図ることを目的に作成していただくものです。
- 実地指導や指定の更新等の際に提出していただくことがあります。

自己点検表（居宅介護支援）

基本方針

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
◇ 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮して行っているか。	支援指定基準第1条の2第1項		
◇ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行っているか。	支援指定基準第1条の2第2項		
◇ 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行っているか。	支援指定基準第1条の2第3項		
◇ 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めているか。	支援指定基準第1条の2第4項		

①人員基準の概要

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
1. 介護支援専門員 ◇ 事業所ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置いているか。	支援指定基準第2条第1項		
◇ 介護支援専門員の員数の基準は、利用者の数が35またはその端数を増すごとに1としているか。 ☆ ただし、増員に係る介護支援専門員については、非常勤とすることを妨げるものではない。その場合、非常勤の介護支援専門員は、介護保険施設に置かれた常勤専従の介護支援専門員との兼務になっていないか。	支援指定基準第2条第2項 支援基準通知第2の2の(1)		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
2. 管理者 ◇ 事業所ごとに常勤の管理者を置いているか。	支援指定基準第3条第1項		
◇ 管理者は、主任介護支援専門員であるか。 ※令和3年3月31日までは経過措置期間中とし、 介護支援専門員で可	支援指定基準第3条第2項		
◇ 管理者は、専らその職務に従事する者であるか。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 ①管理者が当該事業所の介護支援専門員と兼務する場合 ②当該事業所の管理上支障がない場合に限り、同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合 ☆ 管理者が介護支援専門員を兼務している場合に、不在となってもその他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡を取れる体制となっているか。	支援指定基準第3条第3項 支援基準通知第2の2の(2)		

②設備基準の概要（※支援指定基準上は「運営基準」に位置付けられている。）

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
1. 設備および備品等 ◇ 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備、備品等を備えているか。 ☆ 同一事業所において他の事業を行う場合に、業務に支障がないときは、それぞれの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。 ☆ 専用の事務室または区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するために適切なスペースを確保することとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造となっているか。	支援指定基準第20条 支援基準通知第2の3の(13)の① 支援基準通知第2の3の(13)の②		

③運営基準の概要

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>1. 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>◇ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>☆ 同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認しているか。</p>	<p>支援指定基準第4条第1項</p> <p>支援基準通知第2の3の(1)</p>		
<p>◇ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が支援指定基準第1条の2に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ているか。</p>	<p>支援指定基準第4条第2項</p>		
<p>◇ 利用者が病院等に入院する場合には、利用者が担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院等に伝えるよう求めているか。</p>	<p>支援指定基準第4条第3項</p>		
<p>2. 提供拒否の禁止</p> <p>◇ 正当な理由なく居宅介護支援の提供を拒んではないか。</p>	<p>支援指定基準第5条</p>		
<p>3. サービス提供困難時の対応</p> <p>◇ 通常の事業実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じているか。</p>	<p>支援指定基準第6条</p>		
<p>4. 受給資格等の確認</p> <p>◇ 指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p>	<p>支援指定基準第7条</p>		
<p>5. 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>◇ 被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っているか。</p>	<p>支援指定基準第8条第1項</p>		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>◇ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>支援指定基準第8条第2項</p>		
<p>◇ 要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。</p>	<p>支援指定基準第8条第3項</p>		
<p>6. 身分を証する書類の携行</p> <p>◇ 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>支援指定基準第9条</p>		
<p>7. 利用料等の受領</p> <p>◇ 指定居宅介護支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p>	<p>支援指定基準第10条第1項</p>		
<p>◇ 次に掲げる以外の支払いを利用者から受けとっていないか。</p> <p>利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費</p>	<p>支援指定基準第10条第2項</p>		
<p>◇ 交通費の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p>	<p>支援指定基準第10条第3項</p>		
<p>8. 保険給付の請求のための証明書の交付</p> <p>◇ 事業者は、提供した指定居宅介護支援について第10条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p>	<p>支援指定基準第11条</p>		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>9. 指定居宅介護支援の基本取扱方針</p> <p>◇ 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮しているか。</p>	支援指定基準第12条第1項		
<p>◇ 自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	支援指定基準第12条第2項		
<p>10. 指定居宅介護支援の具体的取扱方針</p> <p>◇ 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。</p>	支援指定基準第13条第1号		
<p>◇ 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>	支援指定基準第13条第2号		
<p>◇ 介護支援専門員は、居宅サービス計画にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身または家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に居宅サービス等の利用が行われるようにしているか。</p>	支援指定基準第13条第3号		
<p>◇ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービスまたは福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めているか。</p>	支援指定基準第13条第4号		
<p>◇ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、地域における居宅サービス等の内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供しているか。</p> <p>☆ 利用者から複数の指定居宅サービス事業者等の紹介の求めがあった場合等は、誠実に対応しているか。</p> <p>☆ 集合住宅と同一敷地内等の指定居宅サービス事業者のみを利用者の意思に反して、計画に位置付けていないか。</p>	<p>支援指定基準第13条第5号</p> <p>支援基準通知第2の3の(7)の⑤</p>		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>◇ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力や環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。</p>	<p>支援指定基準第13条第6号</p>		
<p>◇ 介護支援専門員は、解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	<p>支援指定基準第13条第7号</p>		
<p>◇ 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の希望及び地域における居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しているか。</p>	<p>支援指定基準第13条第8号</p>		
<p>◇ 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師または歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合（※）その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>※主治の医師等が日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると判断した時点以降。</p> <p>☆ やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとしているが、この場合にも、緊密に相互の情報交換を行い計画原案の内容を共有できるようにしているか。</p>	<p>支援指定基準第13条第9号</p> <p>支援基準通知第2の3の(7)の⑨</p>		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>◇ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p>	<p>支援指定基準第13条第10号</p>		
<p>◇ 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。</p>	<p>支援指定基準第13条第11号</p>		
<p>◇ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めているか。</p> <p>☆ 担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認しているか。</p>	<p>支援指定基準第13条第12号</p> <p>支援基準通知第2の3の(7)の⑩</p>		
<p>◇ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。</p>	<p>支援指定基準第13条第13号</p>		
<p>◇ 利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報を得た場合は、それらの情報のうち、主治医等の助言が必要であると介護支援専門員が判断したものについて、主治医等に情報提供しているか。</p>	<p>支援指定基準第13条第13号の2</p>		
<p>◇ 実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次のとおり行っているか。</p> <p>イ 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p> <p>ロ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>☆ 「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれないが、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しているか。</p>	<p>支援指定基準第13条第14号</p> <p>支援基準通知第2の3の(7)の⑩</p>		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>◇ 介護支援専門員は、次の場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。</p> <p>イ 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合</p> <p>ロ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>☆ 当該サービス担当者会議の要点または当該担当者への照会内容については記録しているか。</p>	<p>支援指定基準第13条第15号</p> <p>支援基準通知第2の3の(7)の⑯</p>		
<p>◇ 居宅サービス計画の変更についても上記の基準を遵守しているか。</p>	<p>支援指定基準第13条第16号</p>		
<p>◇ 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p>	<p>支援指定基準第13条第17号</p>		
<p>◇ 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院または退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っているか。</p>	<p>支援指定基準第13条第18号</p>		
<p>◇ 居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合、その妥当性を検討し、必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、市に届出しているか。</p> <p>※平成30年10月～実施</p>	<p>支援指定基準第13条第18号の2</p>		
<p>◇ 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの提供を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て、主治の医師または歯科医師（以下「主治の医師等」という。）等の意見を求めているか。</p>	<p>支援指定基準第13条第19号</p>		
<p>◇ 居宅サービス計画を、意見を求めた主治の医師等に交付しているか。</p>	<p>支援指定基準第13条第19号の2</p>		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>◇ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。</p>	<p>支援指定基準第13条第20号</p>		
<p>◇ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護または短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしているか。</p> <p>☆ 居宅サービス計画の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、要介護認定の有効期間の半数の日数以内であるかについて機械的な適用を求めるものではない。</p>	<p>支援指定基準第13条第21号</p> <p>支援基準通知第2の3の(7)の①</p>		
<p>◇ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しているか。</p>	<p>支援指定基準第13条第22号</p>		
<p>◇ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しているか。</p>	<p>支援指定基準第13条第23号</p>		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
◇ 福祉用具貸与については、居宅サービス計画作成後、必要に応じてサービス担当者会議を開催して、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して福祉用具貸与を受ける場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載しているか。	支援基準通知第2の3の(7)の㉒		
<p>福祉用具貸与については以下の項目について留意しているか。</p> <p>ア 介護支援専門員は、「軽度者」の居宅サービス計画に指定福祉用具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」で定める状態像の者であることを確認するため、当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第1の調査票について必要な部分の写しを市町村から入手しているか。</p> <p>当該軽度者がこれらの結果を介護支援専門員へ提示することに、あらかじめ同意していない場合については、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手しているか。</p> <p>イ 介護支援専門員は、当該軽度者の調査票の写しを指定福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、市町村より入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を指定福祉用具貸与事業者へ送付しているか。</p>	支援基準通知第2の3の(7)の㉒		
◇ 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見または指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類について記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しているか。	支援指定基準第13条第24号		
◇ 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っているか。	支援指定基準第13条第25号		
◇ 指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるにあたっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しているか。	支援指定基準第13条第26号		
◇ 指定居宅介護支援事業者は、介護保険法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めているか。	支援指定基準第13条第27号		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
11. 管理者の責務 ◇ 管理者は、介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	支援指定基準第17条第1項		
◇ 管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に居宅介護支援指定基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	支援指定基準第17条第2項		
12. 運営規程 ◇ 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥その他運営に関する重要事項	支援指定基準第18条		
13. 勤務体制の確保等 ◇ 利用者に対し適切な居宅介護支援を提供できるよう、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 ☆ 月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にすること。	支援指定基準第19条第1項 支援基準通知第2の3の(12)の①		
◇ 事業所ごとに、当該事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させているか。	支援指定基準第19条第2項		
◇ 介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	支援指定基準第19条第3項		
14. 従業者の健康管理 ◇ 介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	支援指定基準第21条		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
15. 掲示 ◇ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	支援指定基準第 22 条		
16. 秘密保持 ◇ 介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。	支援指定基準第 23 条第 1 項		
◇ 介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。	支援指定基準第 23 条第 2 項		
◇ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	支援指定基準第 23 条第 3 項		
17. 広告 ◇ 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものでないか。	支援指定基準第 24 条		
18. 居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等 ◇ 事業者及び事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、当該事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。	支援指定基準第 25 条第 1 項		
◇ 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。	支援指定基準第 25 条第 2 項		
◇ 事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受していないか。	支援指定基準第 25 条第 3 項		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
19. 苦情処理 ◇ 自らが提供した居宅介護支援または、居宅サービス計画に位置付けたサービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。	支援指定基準第26条第1項		
◇ 苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。	支援指定基準第26条第2項		
☆ 利用者や居宅サービス事業者等から事情を聞き、苦情に係る問題点を把握の上、対応策を検討し、必要に応じて利用者に説明すること。	支援基準通知第2の3の(17)の①		
◇ 市町村、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合においては、必要な改善を行い、求めがあった場合には改善内容を市町村、国民健康保険団体連合会に報告しているか。 ☆ 苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示すること。	支援指定基準第26条第3、4、6、7項 支援基準通知第2の3の(17)の④		
20. 事故発生時の対応 ◇ 居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行い必要な措置を講じているか。	支援指定基準第27条第1項		
◇ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	支援指定基準第27条第2項		
◇ 居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	支援指定基準第27条第3項		
21. 会計の区分 ◇ 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業とその他の事業の会計を区分しているか。	支援指定基準第28条		
22. 記録の整備 ◇ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	支援指定基準第29条第1項		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>◇ 利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>① 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳</p> <p>イ 居宅サービス計画</p> <p>ロ アセスメントの結果の記録</p> <p>ハ サービス担当者会議等の記録</p> <p>ニ モニタリングの結果の記録</p> <p>③ 市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>⑥ 特定事業所集中減算に係る報告書</p>	<p>支援指定基準第29条第2項</p> <p>費用算定留意事項第三の(3)10</p>		
<p>23. 人権への配慮等</p> <p>利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めているか。</p>	<p>基準条例第3条第3項</p>		
<p>24. 暴力団等の排除</p> <p>事業所を運営する法人の役員及び管理者その他従業者は、暴力団員ではないか。</p>	<p>基準条例第2条</p>		